

厚生年金の最低等級引下げへ

適用者を最大200万人増に向け検討

平成28年10月から、パートタイマーなどの短時間労働者に対する社会保険が適用拡大されたことは既存のことと思われます。平成29年4月からは、500人以下の企業でも労使合意があれば加入が可能になり、さらに適用拡大になっています。

~第19回~

今が旬の情報提供を

公的保険アドバイザーからの情報特旬便!

(一社)公的保険アドバイザーアソシエイション 福島 紀夫

<https://siaa.or.jp/>



先日、この厚生年金に加入する短時間労働者の適用対象を、さらに拡大する検討に入ると厚生労働省が発表しました。現在、健康保険の等級では5万8千円が最低等級ですが、厚生年金は8万8千円からとなっており、

在、健保の等級では8万8千円が最低等級ですが、厚生年金は8万8千円からとなっており、

500人以下の企業でも労使合意があれば加入が可能になり、さらに適用拡大になります。

この要件を6万8千円以上に引き下げるなどとして、最大で200万人増やす案として検討しています。社会保険適用拡大が、企業経営にどのような影響を及ぼすのか、この報道を見て企業側の反発が強くなるかと推測していましたが、経団連は

(1)週の所定労働時間が20

康保険で4356円、厚

時間以上であること、(2)雇用期間が1年以上見込まれること、(3)賃金月額が8万8千円(年収約106万円)以上であること、(4)学生ないこと。と、(4)学生でないこと。勤務時間、勤務日数が常時雇用労働者の4分の3未満以下のすべての条件を満たす方

短時間労働者で、社会保険に加入している方の保険料はいくらくらいになるでしょう。8万8千円の等級の方の場合、健保で4356円、厚く第3号被保険者であればこれらの保険料負担はありませんが、この保険料を負担することで将来の年金が増額されること、(4)学生でないこと。勤務時間、勤務日数が常時雇用労働者の4分の3未満以下のすべての条件を満たす方

年収130万円未満で働くと、今後同一労働同一賃料で、生涯的にみてプラスになると考えた方が多かったり、年収が70歳まで延長される代がくると、厚生年金に加入して働くことの方が加入者人数よりも多いと考えられます。

短時間労働者は適用拡大に前向き

約55%が労働時間の延長を希望

企業側の対策として

は、労働時間を延長する拡大策を取った割合は63%・2%、労働時間を短縮する回避策を取った割合は69・5%、どちらの対策も割合としては多かったようですが、短時間労働者の意識では、社会保険適用拡大を受け労働時間

背景として、同一労働同一賃金による賃金上昇について前述しましたが、短時間労働者の賃金事情はどうのようになるのでしょうか。当然同じ働き方を

は得ないと想定されますが、中小企業についてはまだ先になることでしょう。また、大企業の一部では反発も予想されますので、十分な議論は必要です。さまざま

に問題があります。そのためには、保険料負担が増える分、手取りが少なくなります。そうならなければ、家庭収入を維持が強化され、正規雇用の時間が縮小され

ていいれば、保険料負担が強化され、正規雇用の時間が縮小され

ます。企業側にしてみると、人材不足が続く状況の中、短時間労働者が規雇用で継続就業する時間が長くなることと、正規雇用に転換することも考えられます。賃金面だけで考えれば、正常化するための時間はかかるので、どのような動きに加速するのか考えていかなければなりません。

将来自分たちがリタイアした段階で、公的保険が占める割合は大きいですから、まずは基本となる厚生年金の適正な加入が進むことを期待したい

ことがあります。

このように、社会保険の適用拡大は、パートタイマーなどの短時間労働者にも受け入れられる制度として確立していくべきです。

厚生労働省は、来年度

・福岡 11月21日(水)

・大阪 11月28日(水)

現在、短時間労働者として社会保険に加入できる方の条件は

適用拡大を受け入れる

と考えられます。正規雇

短時間労働者の社会保険適用を拡大

ライフプランの設計に影響も

このように、社会保険の適用拡大は、パートタイマーなどの短時間労働者にも受け入れられる制度として確立していくべきです。

厚生労働省は、来年度

・福岡 11月21日(水)

・大阪 11月28日(水)

と考えられます。正規雇